

C

令和 7 年

第 3 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 108 号議案	浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について	4
第 109 号議案	浜松市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について	5
第 110 号議案	浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び 浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6
第 111 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	8
第 112 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	9
第 113 号議案	浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について	10
第 114 号議案	浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について	11
第 115 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	12
第 116 号議案	浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正について	14
第 117 号議案	浜松市立幼稚園条例の一部改正について	15
第 118 号議案	浜名学園組合規約の変更について	16
第 119 号議案	あらたに生じた土地の確認について	17
第 120 号議案	字の区域の変更について	19
第 121 号議案	工事請負契約締結について (令和 7 年度(債務)河川改良単独事業(準)東芳川流域貯留施設 築造工事)	21
第 122 号議案	物品購入契約締結について (プライベートテント)	23
第 123 号議案	物品購入契約締結について (災害用簡易ベッド)	24
第 124 号議案	物品購入契約締結について (非常用保存食(アルファ化米))	25
第 125 号議案	物品購入契約締結について (可搬式動力消防ポンプ)	26

第 126 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 2 台)	27
第 127 号議案	物品購入契約締結について (高規格救急自動車 2 台)	28
第 128 号議案	から 第 129 号議案 まで 市道路線認定、市道路線変更について	29
第 130 号議案	令和 6 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ...	30
認 第 1 号	から 認 第 3 号 まで 令和 6 年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と 財務諸表の決算額との差異について	31

浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会が所管する業務を整理するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 虐待対応の強化

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会に報告すべき被措置児童虐待について、保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とするものです。

【新たに通告義務の対象となる施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

2 被措置児童虐待の通告及び届出の受理の削除

被措置児童虐待の通告及び届出は市長が受理するものとされたことに伴い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会は受理機関ではなくなったものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものです。

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）に規定された法令の規定に準ずる事務（以下「準法定事務」という。）において特定個人情報の利用を可能とするほか、独自利用事務を追加するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 準法定事務に関する規定の追加（第 2 条第 3 項、条例別表）

法改正に伴い規定された準法定事務について、自ら保有する特定個人情報の利用が可能となるよう改正するものです。

また、独自利用事務を定める別表から、準法定事務に定められた外国人の生活保護に関する事務を削除するものです。

2 独自利用事務の追加（条例別表）

特定個人情報にかかる情報連携の活用により、添付書類を不要とすることで、市民サービスの向上、業務の効率化を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に規定する独自利用事務として、新たに次の事務を規定するものです。

(1) 市営住宅の管理に関する事務

(2) 心身障害者扶養共済制度に関する事務

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の改正に伴い、部分休業の取得形態を拡充するほか、国家公務員に準じて仕事と育児・介護の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を導入し、育児期の柔軟な働き方の実現及び介護離職防止のため、条例を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松市職員の育児休業等に関する条例の改正（第 2 条関係）

部分休業（1 日につき勤務の始め又は終わりの 2 時間以内）について、1 日につき 2 時間以内（勤務途中でも可能）とする形態または、年度につき 10 日以内（日又は時間で取得可能）とする形態のいずれかを選択して取得できるようにするものです。

現行	改正後						
1 日につき勤務の始めまたは終わりの 2 時間以内 (取得例)	職員は、以下の①②のいずれかを選択し て、部分休業を取得する。						
<table><tr><td>2H</td><td></td></tr></table>	2H		① 1 日につき 2 時間以内（現行の形態に加 え、勤務途中の取得も可能） (取得例)				
2H							
<table><tr><td>1H</td><td></td><td>1H</td></tr></table>	1H		1H	<table><tr><td></td><td>2H</td><td></td></tr></table>		2H	
1H		1H					
	2H						
<table><tr><td></td><td>2H</td></tr></table>		2H	<table><tr><td></td><td>1H</td><td></td><td>1H</td></tr></table>		1H		1H
	2H						
	1H		1H				
	②年度につき 10 日以内（1 日又は時間） (取得例)						
	<table><tr><td>1 日 (7.75H)</td></tr></table>	1 日 (7.75H)					
1 日 (7.75H)							
	<table><tr><td></td><td>4H</td></tr></table>		4H				
	4H						

2 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（第 1 条関係）

仕事と育児・介護の両立に資する制度の周知、意向確認等として次の措置を導入するものです。

- ・妊娠・出産等の申出をした職員及び 3 歳になる前の子がいる職員に対する休暇休業制度の意向確認
- ・介護に直面した旨の申出をした職員に対する休暇休業制度の意向確認
- ・介護に直面する前の早い段階の職員（40 歳）に対する休暇休業制度の情報提供
- ・仕事と介護との両立に資する制度に係る研修の実施や相談体制の整備

(施行期日等)

この条例は、令和7年10月1日から施行するものです。なお、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業については、1日につき2時間以内又は年度につき5日以内の形態のいずれかを選択して取得できるようにするものです。

(第 111 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額（以下「勤務 1 時間当たりの給与額」という。）について、労働基準法の規定を踏まえ算出の基礎に初任給調整手当を加えるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

勤務 1 時間当たりの給与額の対象に、初任給調整手当を加えるものです。

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月以降に支給した給与に対して適用するものです。

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 7 号）の公布に伴い、同改正法第 4 条のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）に係る引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するもの。

(改正内容)

別表「土木・建築」の項第 1 1 3 号中、「法律第 5 条の 4 各号」を「法律第 5 条の 1 4 各号」、「法第 5 条の 6 第 2 項」を「法第 5 条の 1 6 第 2 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 7 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものです。

(第 113 号議案の説明資料)

福祉総務課

浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

(提案理由)

本年 1 2 月 1 日に実施する民生委員・児童委員の一斉改選（3 年に 1 度）に伴い、地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を現行の 1, 3 4 7 人から 2 人減員し、1, 3 4 5 人とするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

民生委員の定数を 1, 3 4 7 人から 1, 3 4 5 人に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行するものです。

(第 114 号議案の説明資料)

障害保健福祉課

浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たに就労選択支援が創設されたことから、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市発達医療総合福祉センター条例第 14 条中「同条第 14 項」を「同条第 15 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものです。

浜松市都市公園条例の一部改正について

(提案理由)

舘山寺総合公園の指定管理者について、施設管理に十分な知識及び経験を持ち、今後とも花と緑に関する市の施策を適切に実行できる法人その他の団体を選定するため、条例の一部を改正するものです。

このほか、公益財団法人浜松市花みどり振興財団からの経営安定化に向けた提案により、利用者サービスの向上などを目指し、気候条件及び花の充実度に応じて期間ごとに定めている利用料金の上限額を見直すものです。

(改正内容)

1 指定管理者候補者選定の見直し

舘山寺総合公園の指定管理者を選定する際は、施設管理について十分な知識及び経験を有し、かつ、花と緑に関する市の政策を担い得ると認める法人その他の団体を非公募で選定するよう見直します。

2 利用料金（上限額）の見直し

施設区分・施設名称等				利用料金（円）	
				改正前	改正後
舘山寺総合公園					
フラワーパーク	入場料	大人		1,040	1,500
		小学校の児童及び中学校の生徒		520	750
	定期利用券	大人		2,820	4,050
		小学校の児童及び中学校の生徒		1,250	1,800
	共通入場券の額のうちフラワーパークの利用に係るもの			940	1,400

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、利用料金の規定については、令和8年4月1日から施行するものです。

(位置図)



(参考) フラワーパークの入場料 (現行)

期間	2～6月	7～8月	9～1月
入場料 (大人)	600～1,000 円	無料	500 円

(第 116 号議案の説明資料)

上下水道総務課

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）による育児に関する部分休業制度の改正を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

育児部分休業を新たに規定し、従来部分休業として一括で規定していた高齢者部分休業と分けて定義を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものです。

(第 117 号議案の説明資料)

幼保運営課

浜松市立幼稚園条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市立和地幼稚園を廃園するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 名称及び位置

幼稚園の名称及び位置を定める別表第 1 の表中から、浜松市立和地幼稚園の項を削除するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 118 号議案の説明資料)

障害保健福祉課

浜名学園組合規約の変更について

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たに就労選択支援が創設されたことから、引用条項の整理を行うため、規約の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜名学園組合規約第 3 条第 3 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改めるものです。

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものです。

(第 119 号議案の説明資料)

文書行政課

あらたに生じた土地の確認について

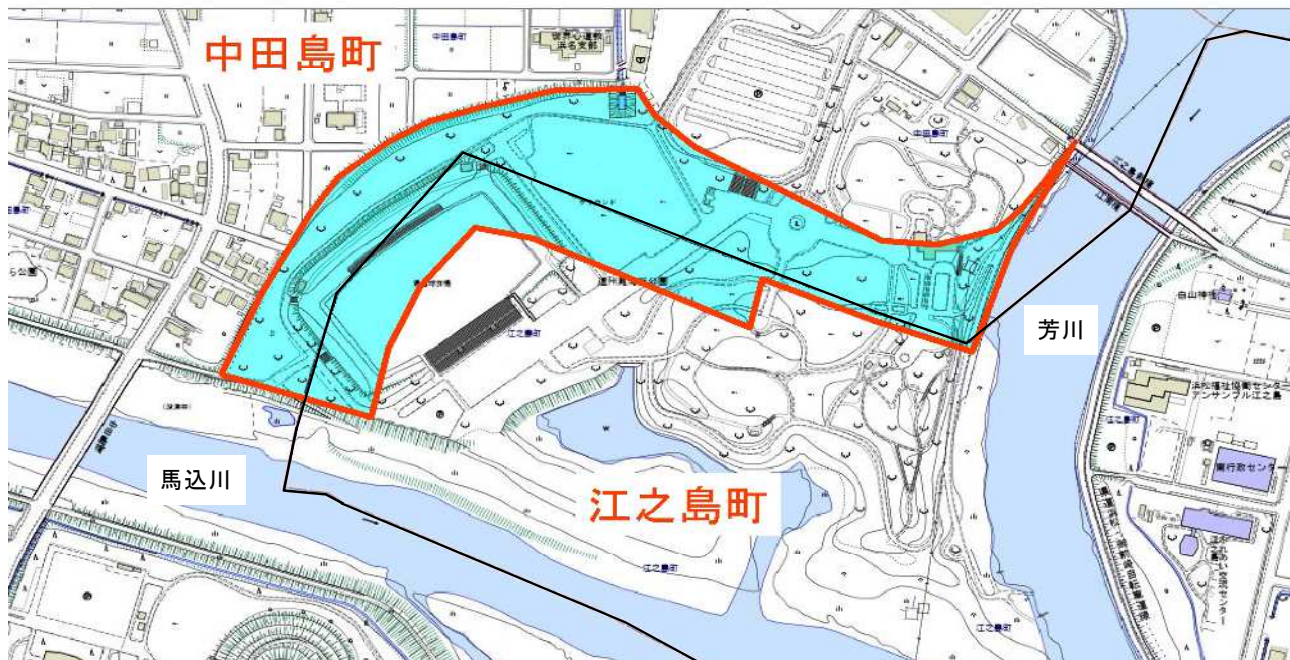
(提案理由)

昭和 58 年に竣工した静岡県馬込川水系中小河川改修工事において、河川の付替えにより、二級河川芳川の一部が埋め立てられたが、河川の廃止手続きがされていなかった。今回、静岡県が河川の廃止手続きを行うにあたり、あらたに生じた土地を確認するもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(あらたに生じた土地)

- 1 浜松市中央区江之島町字白鳥山 1 7 0 7 の 3 地先から同字宮前 5 8 5 の 3 地先まで
2 5, 0 4 0. 0 8 平方メートル
- 2 浜松市中央区中田島町字新崎 1 0 5 6 の 3 地先から同字当新田 1 1 6 4 地先まで
4 9, 7 6 9. 4 4 平方メートル

(位置図)



あらたに生じた土地

——— 町界

字の区域の変更について

(提案理由)

昭和 58 年に竣工した静岡県馬込川水系中小河川改修工事において、河川の付替えにより、二級河川芳川の一部が埋め立てられたことで、あらたに土地が生じたため、字の区域を変更するもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

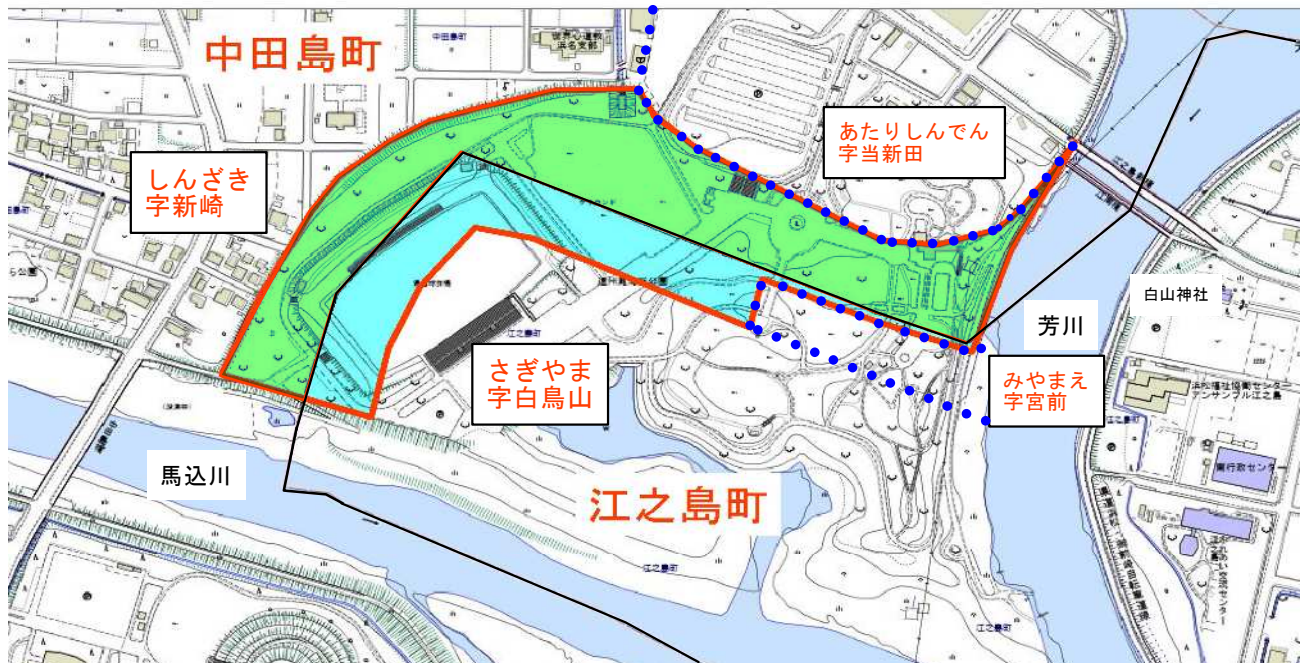
1 浜松市中央区江之島町字白鳥山に編入する区域

浜松市中央区江之島町字白鳥山 1707 の 3 地先から同字宮前 585 の 3 地先まで
25,040.08 平方メートル

2 浜松市中央区中田島町字新崎に編入する区域

浜松市中央区中田島町字新崎 1056 の 3 地先から同字当新田 1164 地先まで
49,769.44 平方メートル

(位置図)



あらたに生じた土地

町界



中田島町字新崎に編入

字（小字）界



江之島町字白鳥山に編入

小字名 隣接する字（小字）

(第 121 号議案の説明資料)

河川課

工事請負契約締結について（令和 7 年度（債務）河川改良単独事業（準）東芳川流域貯留施設築造工事）

(提案理由)

雨水貯留施設を設置し、準用河川東芳川流域の浸水被害軽減を図るため、（準）東芳川流域貯留施設築造工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事概要)

- ・工事箇所 浜松市中央区本郷町 地内
- ・工事内容 貯留施設設置工（プラスチック貯留槽） 1箇所

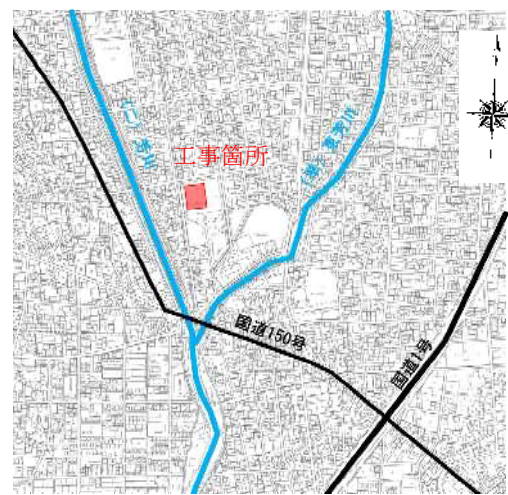
(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 9 年 2 月 1 0 日まで

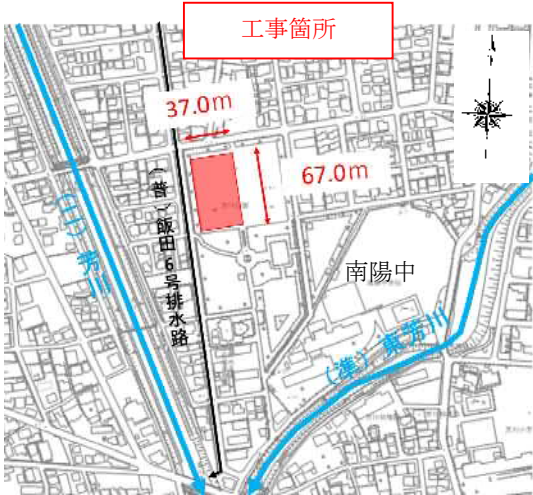
工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和7年度（債務）河川改良単独事業（準）東芳川流域貯留施設築造工事	貯留施設設置工（プラスチック貯留槽） 1箇所	583,000,000円	制限付一般競争入札 （総合評価方式）	須山・林工特定建設工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中央区布橋二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 〈その他の構成員〉 浜松市中央区渡瀬町1000-1 株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔

工事概要図 令和7年度（債務）河川改良単独事業（準）東芳川流域貯留施設築造工事

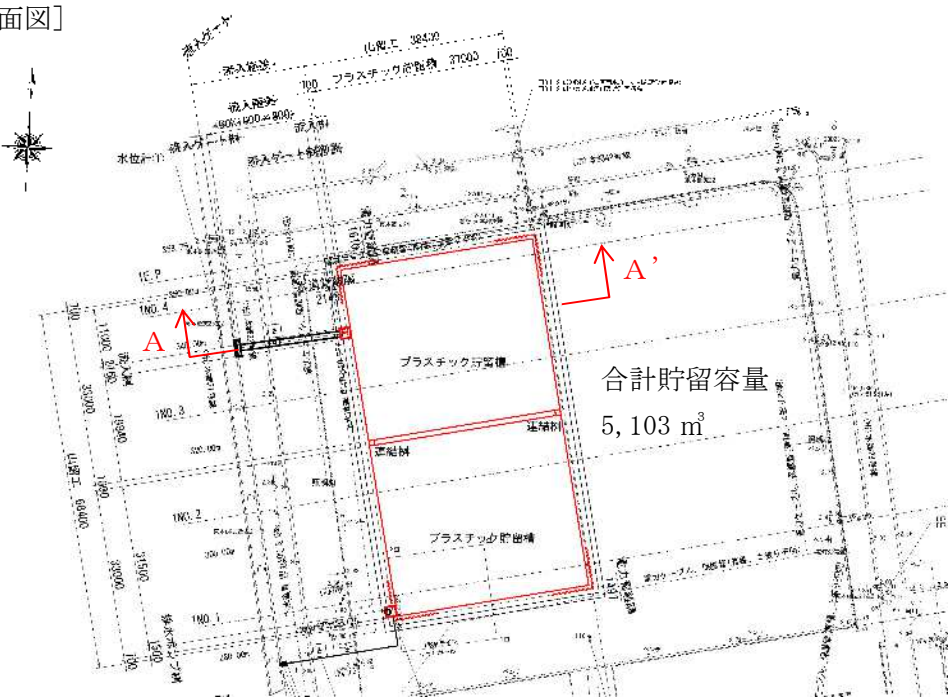
[位置図]



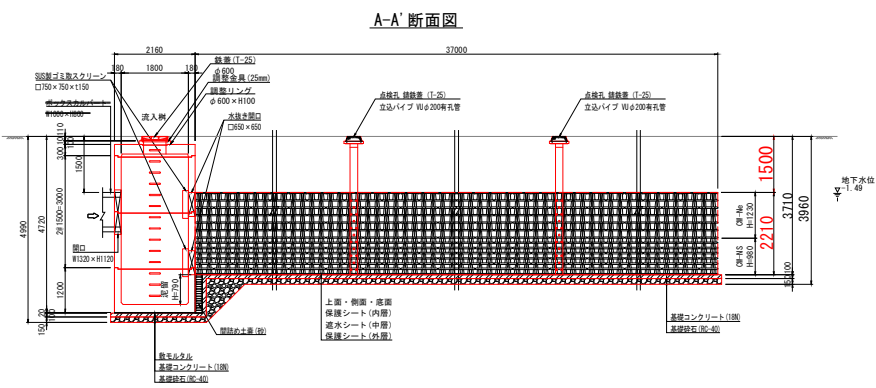
[周辺拡大図]



[計画平面図]



[横断面図]



(第 122 号議案の説明資料)

危機管理課

物品購入契約締結について（プライベートテント）

(提案理由)

大規模災害時の避難者のプライバシーの確保及び精神的な負担の軽減を図るため、各避難所に配備するプライベートテントの物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
プ ラ イ ベ ー ト テ ン ト	・ W210～230cm × D210～ 230 cm × H180～200 cm 程度 ・ 数量 1,830張	39,857,400円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	静岡市葵区御幸町 10番地の2 株式会社大丸松坂 屋百貨店 松坂屋静岡店 店長 上西 征直

(第 123 号議案の説明資料)

危機管理課

物品購入契約締結について（災害用簡易ベッド）

(提案理由)

大規模災害時の避難者の健康被害の防止及び避難所の環境改善を図るため、各避難所に配備する災害用簡易ベッドの物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
災 害 用 簡 易ベッド	・ W185～200cm×D70～ 75cm×H35～45cm 程度 ・ 数量 3,890台	46,213,200円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	静岡市葵区御幸町 10番地の2 株式会社大丸松坂 屋百貨店 松坂屋静岡店 店長 上西 征直

(第 124 号議案の説明資料)

危機管理課

物品購入契約締結について（非常用保存食（アルファ化米））

(提案理由)

大規模災害が発生した場合の対応に備え、備蓄更新計画に基づき備蓄している非常用保存食（アルファ化米）について、賞味期限を迎えるものを更新するため、非常用保存食の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
非常用保存食（アルファ化米）	・ 白飯 ・ わかめご飯 計3,990箱 (199,500食分)	33,180,840円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区佐藤二丁目24番1号 株式会社スクロール 浜松営業所 所長 鈴木 希昌

(第 125 号議案の説明資料)

危機管理課

物品購入契約締結について（可搬式動力消防ポンプ）

(提案理由)

自主防災組織による自主的な火災活動による被害の拡大防止を目的に、本市から自主防災隊へ貸与している可搬式動力消防ポンプの老朽化に伴う更新のため、可搬式動力消防ポンプの物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
可搬式動力 消防ポンプ	25組 1組の内訳 ・ポンプ本体（C-1級） ・運搬装置 等	32,450,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区植松 町1460-28 旭産業株式会社 浜松営業所 所長 木下滋仁

(第126号議案の説明資料)

消防総務課

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）2台）

(提案理由)

浜松市消防団天竜支団水窪第1分団及び浜松市消防団天竜支団春野第3分団に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I型）を更新するため、消防ポンプ自動車（CD-I型）2台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ 自動車 （CD-I 型） 2台	・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ポンプ性能A-2級	56,760,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

(第127号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（高規格救急自動車2台）

(提案理由)

中消防署曳馬野出張所及び南消防署芳川出張所に配備されている高規格救急自動車を更新するため、高規格救急自動車2台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
高規格救急 自動車2台	・駆動方式 4WD ・エンジン総排気量 2,400cc以上 ・変速装置 電子制御式4速 オートマチック以上 ・乗車定員 7人以上	49,060,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区 桓武町226番地の1 静岡トヨタ自動車株式会 社 法人営業部法人営業3課 部長 大澤 明

(第 128 号議案、第 129 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）
及び同法第 10 条（路線の廃止又は変更）の規定に基づき、市道の認定・変更を行うため提案するものです。

(提案内容)

市道路線の認定・変更

(延長単位：m)

	路線数	実延長
認 定	5	194.61
変 更	(1)	△72.84
計	5	121.77

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

令和 7 年度全市域市道道路状況

(延長単位：m)

	路線数	実延長
令和 7 年 4 月 1 日	23,763	7,579,812.54
認定・変更後	23,768	7,579,934.31

区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和 7 年 4 月 1 日		認定・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中央区	14,024	3,929,015.30	14,029	3,929,209.91
浜名区	7,277	2,401,705.45	7,277	2,401,632.61
天竜区	2,478	1,249,091.79	2,478	1,249,091.79

令和 6 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 6 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 6 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金 4,001,231,620 円のうち 1,830,000,000 円を減債積立金に積立て、2,170,000,000 円を資本金に組入れ、残余 1,231,620 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	4,001,231,620 円
2 利益剰余金処分額	4,000,000,000 円
(1) 減債積立金	1,830,000,000 円
(2) 資本金	2,170,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	1,231,620 円

(認第 1 号から認第 3 号までの参考資料)

病 院 管 理 課
佐 久 間 病 院
上 下 水 道 総 務 課

令和 6 年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の
決算額との差異について

公営企業会計の決算書のうち、決算報告書は、予算に対する決算額を示すため、消費税を含めた執行額を記載しております。また、財務諸表は、企業の経営成績や財産状況を明確にするため、消費税を除いた執行額を記載しています。

従って、決算報告書の決算額と財務諸表の決算額については、消費税分について差異が生じることとなります。

各企業の決算報告書の決算額と財務諸表の決算額における消費税分の差異の内容は、次のとおりです。

(認第 1 号) 病院事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款医療センター事業収益 3,475,173,106 円と、収益費用明細書の第 1 款医療センター事業収益 3,344,419,066 円との差額 130,754,040 円は、預り消費税及び地方消費税 130,754,040 円であります。

決算報告書の第 2 款リハビリ病院事業収益 4,253,343,270 円と、収益費用明細書の第 2 款リハビリ病院事業収益 4,241,734,209 円との差額 11,609,061 円は、預り消費税及び地方消費税 11,609,061 円であります。

決算報告書の第 3 款佐久間病院事業収益 1,264,788,876 円と、収益費用明細書の第 3 款佐久間病院事業収益 1,261,347,198 円との差額 3,441,678 円は、預り消費税及び地方消費税 3,441,678 円であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款医療センター事業費用 4,449,156,093 円と、収益費用明細書の第 1 款医療センター事業費用 4,327,493,641 円との差額 121,662,452 円は、仮払消費税及び地方消費税 22,008,761 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 5,657,109 円を減じ、消費税納税額 105,310,800 円を加えた額であります。

決算報告書の第 2 款リハビリ病院事業費用 4,213,208,833 円と、収益費用明細書の第 2 款リハビリ病院事業費用 4,201,599,772 円との差額 11,609,061 円は、仮

払消費税及び地方消費税 323,632 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 27,671 円を減じ、消費税納税額 11,313,100 円を加えた額であります。

決算報告書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,165,925,489 円と、収益費用明細書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,161,875,483 円との差額 4,050,006 円は、仮払消費税及び地方消費税 29,834,913 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 26,968,835 円を減じ、消費税納税額等 1,183,928 円を加えた額であります。

(認第 2 号) 水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款水道事業収益 12,666,708,328 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業収益 11,652,959,728 円との差額 1,013,748,600 円は、預り消費税及び地方消費税 1,014,944,873 円から不納欠損等に係る消費税 1,156,926 円、消費税精算時の調整額 39,347 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款水道事業費用 12,449,294,283 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業費用 11,914,469,623 円との差額 534,824,660 円は、仮払消費税及び地方消費税 529,814,351 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 246,391 円を減じ、消費税納税額 5,256,700 円を加えた額であります。

(認第 3 号) 下水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款下水道事業収益 20,560,842,184 円及び特例的収入 4,566,030 円の合計 20,565,408,214 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業収益 19,643,151,527 円との差額 922,256,687 円は、預り消費税及び地方消費税 923,460,004 円から不納欠損等に係る消費税 1,203,317 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款下水道事業費用 18,361,674,609 円及び特例的支出 3,651,696 円の合計 18,365,326,305 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業費用 17,813,748,630 円との差額 551,577,675 円は、仮払消費税及び地方消費税 281,838,599 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 65,135,633 円を減じ、消費税納税額等 334,874,709 円を加えた額であります。

